

平成 20 年度

福島県環境審議会第 2 部会議事録

(平成 21 年 1 月 29 日)

1 日 時

平成 21 年 1 月 29 日 (木)

午後 13 時 30 分 開会

午後 15 時 45 分 閉会

2 場 所

杉妻会館 3F 百合の間

3 議 事

- (1) 水質環境基準の水域類型指定の見直しについて
- (2) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

4 出席委員

加藤大蔵 中井勝己 引地宏 福島哲仁 堀金洋子 和田佳代子 渡部チイ子  
橋本源一郎 (佐藤俊彦委員の代理)  
以上 8 名 (6 名欠席)

5 事務局出席職員

鈴木次長 (環境保全担当)

(生活環境総務課)

菅野 主任主査 他

(水・大気環境課)

石原 水・大気環境課長 他

## 6 議事内容

(1) 開会（司会）　菅野主任主査

(2) 引地議長（第2部会長）から、本日審議される2議題は、昨年12月24日の全体会で審議が付託されたものであること、また全体会では、福島県環境審議会第8条第8項の規定により、本部会の決議をもって審議会の決議とすることが委員により了承されたことが確認された。

次に、議事録署名人に掘金洋子委員と渡部チイ子委員を指名することが提案され、委員から了承された。

(3) 議事の第一「水質環境基準の水域類型指定の見直しについて」

事務局（石原水・大気環境課長）から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のよ  
うな質疑等があった。

《質疑応答》

(渡部委員)

今回諮問された河川は喜多方市と福島市の流域にあるが、水質汚濁負荷量の将来予測を見ると、喜多方市では数値が細かく設定され、信頼性があると感じられるが、福島市の方は将来の各数値が現況とほとんど変わらない。水質保全対策については資料のとおり行われていくとしても、実際、福島市の負荷量は現況から大きく変わらないと考えて良いのか。

(石原水・大気環境課長)

喜多方市については、比較的詳細な計画を持っており、それが今回の資料に反映されているが、福島市については、都市計画や開発計画など、市の全域を対象とした計画はあるが、荒川流域という限られた地域を対象とした計画はなく、具体的な数字は示せないということであった。どの程度詳細なデータを持っているかは各市の事情によって異なると考えられる。

(中井委員)

田付川の水質汚濁負荷量の推移を見ると、単独浄化槽からの負荷量の減少が大

きく、全体の負荷量の減少につながっているものと見られるが、これは、単純に流域の人口の減少を反映しているのか。

(石原水・大気環境課長)

委員御指摘のとおり、流域の人口減少もあるが、合併浄化槽等への転換が進むことが大きく寄与している。

(和田委員)

濁川の水質汚濁負荷量の予測においては、工業団地の造成の影響について、全国平均に等しい排出量の事業場が立地することを仮定しているが、全国平均というのは、いつの年度のものなのか。また県内の事業場の平均はいかほどか。

(石原水・大気環境課長)

19年度の環境省の排出量の調査結果を引用した。県独自では県内の事業場に排水量や排水の濃度に関する照会や集計を行っていないため、国の調査結果を引用したものである。

(和田委員)

この調査は毎年行われているものか。

(石原水・大気環境課長)

そのとおりである。

(福島委員)

大腸菌群数については、猪苗代湖の水質悪化の面でも県で議論が行われているが、今回諮問の河川において、E-coli（大腸菌）はどの程度の割合を占めているのか。

(石原水・大気環境課長)

当該河川において E-coli の調査を行ったわけではないが、一般的に、自然環境中では E-coli は少なく、大腸菌群数の測定方法でカウントされる E-coli 以外の細菌が多くを占めると言われている。委員御指摘のとおり、県では猪苗代湖において大腸菌に関するさまざまな調査を行っているが、その結果においても、大腸菌群数に比べ E-coli の検出は大変少ない結果が得られている。

(福島委員)

流域には畜産農家もあるようだが、今回諮問の流域についても一般的な環境と同様に考えられるということか。

(石原水・大気環境課長)

そのとおりである。

(福島委員)

荒川は、BOD75%値の推移では AA 類型の基準の 1mg/L を下回っているが、A 類型に見直すことでよいのか。

(石原水・大気環境課長)

水質は AA 類型を達成しているが、利用目的の適応性の面からは AA 類型には該当しないし、現在の B 類型からの見直しの連続性ということもある。現段階においては AA 類型に見直すことは難しいと感じる。

(引地議長)

環境基準は行政目標であり、AA 類型にすると、その水質を達成するために流域の開発計画などが制限を受けることも想定される。流域の土地利用なども含め、総合的に判断しなければならない問題だろう。

(鈴木生活環境部次長)

荒川は国交省の発表で水質日本一になったことなどを受け、環境保全活動が活発だが、仮に、AA 類型を当てはめて環境の面から地域おこしをしたいといった地域からの気運があれば、AA 類型への見直しを検討することもあるかと思う。

(堀金委員)

今回の見直しは市民への啓発という点でも良いことだと思う。なお、資料では 10 年後の水質の予測がされているが、現段階では基準を達成できる見通しでも、将来、例えば流域に廃棄物の処分場の建設計画などが持ち上がるかも知れない。将来においても基準の達成が図られるよう、十分な指導・監督をよろしくお願ひしたい。

(石原水・大気環境課長)

目標を達成するための施策の概要については資料にお示したとおりであるが、それでは具体的に、どのように施策を展開していくかについては、それぞれの流域の特性や地元の市町村・住民の意見等を踏まえながら、これから取り組まなければならないものである。目標を達成するためしっかりと取り組んでいきたい。

(中井委員)

A 類型に見直すことで流域に与える影響、例えば、流域の開発行為の抑制につ

ながるといったことはあるのか。

(石原水・大気環境課長)

環境基準は行政目標であり、仮に流域の産業系の負荷が大きいため目標を達成できない見通しであれば、例えば、排水基準の強化を検討することもありうるし、生活系の負荷が大きく目標を達成できない見通しであれば、追加的な下水道整備などの施策を検討することもありうる。基準を達成できない場合どう対応するかということではなく、基準を達成するためにどのような施策を講じる必要があるかを検討しておく性格のものである。

以上で質疑等は終了し、議長から、事務局案の修正につながる意見は出されなかつたことから、事務局案を了承したいとの提案があった。

提案に対して、委員から異議はなく、了承された。

#### (4) 議事の第二「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について」

事務局（石原水・大気環境課長）から別紙資料に基づき説明が行われ、以下のよ  
うな質疑等があった。

《質疑応答》

(中井委員)

初步的な質問であるが、判断情報の中の既存資料調査は具体的にどういう資料  
なのか。

それと関連して、漁協へのヒアリング調査を見ると、ヤマメなど冷水性の魚類  
も放流をしている。魚類を放流することと現地調査で生息が確認されることとの  
関連はどういうふうに見たらいいのか。

(石原水・大気環境課長)

具体的な既存資料については、建設事務所が実施した河川調査や福島河川国道  
事務所が実施した河川水辺の国勢調査、内水面試験場でまとめた事業報告書などを参考にした。また、摺上川であれば、摺上川ダム建設に伴い、ダム管理所が実施した自然環境調査も参考にした。こういった河川に関する文献調査、事業報告

書などの既存資料から、この類型指定に必要な情報である魚の生息状況などを整理している。

次に、魚の放流と生息状況については、なかなか難しい話であるが、重要であると思っている。確かに魚に標識をつけて放流している訳ではないので、放流した魚がずっと生息しているのか、放流したところから住みやすいところに移動しているのかということについては、なかなか区別しがたいと思う。また、調査の時期も通年調査をしているわけではないということもある。基本的に、魚類の生息状況についての検討は、実際の調査と既存調査をかみ合わせて、マップに落とし、低温域を好む魚類は高温域では生息に適応できないことから、冷水性の魚類が生息しているということが分かれば、そういう冷水性の魚類が生息できる環境を保全するという考え方で整理している。委員がおっしゃるように放流しているのか、そこで産まれて生息しているのかの区別については不十分であると認識している。

(堀金委員)

一番最後に説明ありました小国川の水質の状況を見ると、BODと大腸菌群数が基準超過している川に住んでいる魚はかわいそうだなと思う。今回類型指定することとともに、今後水質改善の対応策を考えておられるのか、お聞きしたい。

(石原水・大気環境課長)

水生生物の保全に係る環境基準の類型指定というのは、前に申し上げた水質環境基準の類型指定とは指定の目的が少し違っており、魚のある程度の個体が次の世代まで住んでいけるような水環境をどのように定めていくかということが目的である。水生生物の保全に係る環境基準は亜鉛しか定められていないが、本来であれば、魚は亜鉛だけに影響するわけではない。水温が高い低いに関係なく、BODが高く汚れているところにはヤマメやイワナなどはなかなか住めないと一般的に言われている。水生生物の保全に係る類型指定は、生物が住むために水環境をどうするかという視点で、亜鉛濃度0.03mg/Lという基準が定められ、魚が住める環境を保全しましょうという目的である。水質環境基準の類型指定では、我々が飲んだり、農業用水に使ったりすることに着目していたが、水生生物の保全に係る類型指定では魚の住める環境に着目したあてはめになっている。

(堀金委員)

具体的によく分かった。ただ、小国川においてBODと大腸菌群数が環境基準を超過しているというこの表が明るみに出た場合、感受性が強い子供達が見たら、そこにすんでいる魚がかわいそうだなと思うのではないかと思った。

(福島委員)

松川において、上流に亜鉛を排出する事業場がないため測定していないということであるが、亜鉛は自然界にも沢山含まれているものであるため、排出する事業場がないため測定しないという考え方は正しい判断であるのか。

(石原水・大気環境課長)

松川の河川における亜鉛濃度は、0.013～0.016mg/Lであった。事業場から排出される排水の亜鉛濃度を測定すれば、おそらく委員がおっしゃったように自然界に存在するので、ゼロではないと思う。水質汚濁防止法に基づく特定事業場の中に、亜鉛が含まれるような製造工程がない、あるいは特別亜鉛が付加され排水される事業場がないことから測定していなかったということである。

(福島委員)

日本において、自然界では河川の（亜鉛濃度が）0.03mg/Lを超えるというところは、まずないだろうと思っている。ただ、工場・事業場がないから測定はしないといいのが正しい考え方であるのかということを確認したかった。

(石原水・大気環境課長)

松川の河川については、記載のとおり阿武隈川合流前で実施している。

(中井委員)

同じく松川において、下流域では温水性の魚類が確認されているが、今回指定から外すという理由については、下流域のみの指定では不十分であるという判断なのか、本来ならば酸性であるため一番下流まで魚がいないにも関わらず、阿武隈川からの流入もあって魚が見られたという判断なのか教えていただきたい。

また、資料2-2中のなお書きの部分に荒川及び松川については類型指定をしないと記載されているが、調査をしておらず指定しないということと、今回のように調査をしたけども理由があつて指定しないという2つの意味があると思う。今回のように調査をしたけども理由があつて指定しないという場合、特別な標記の仕方があるのかどうかをお聞きしたい。

(石原水・大気環境課長)

阿武隈川合流前から少し上流には魚がいるということであるが、阿武隈川合流前のpHは5.4～7.0と低い値であり、仮に環境基準と照らし合わせると基準を超えている状況である。一般的にこういうところでは、魚の生息は危ういと考えられる。一部ウグイなんかの耐酸性の魚もいるとは思うが、委員がおっしゃるように、合流部付近から来るのではないかと思う。下流の一部には確認される魚もいるが、本川全体からいえば、そこはごく一部なので、そこだけを区切って指定することは適当ではないと考えられる。

次に、荒川、松川について指定しないという記載は、こういう理由により今の状況では指定を見合わせるという意味合いであると考えている。指定しない旨を記載する部分については、答申ではこういう記載とするという明確なものはなかったと思う。

(中井委員)

繰り返しになるが、今回は調査した結果、魚が生息していないので指定しないということであれば、それが分かるようにきちんと残しておいた方がいいのではないか。

(鈴木次長)

これは、告示の仕方にも関わってくると思う。ここで答申をいただくと県報に告示するが、5河川についてはこういう類型指定をしたということを載せることとなると思う。荒川、松川について指定しないという旨をどう告示するかは、現時点では即答できない。県報告示をするしないの問題ではなく、記録に残すということであれば、環境審議会の議事録の中で諮問を受けたが、こういう理由により類型指定には至らなかつたということを残すことになるのではないかと思う。なお、検討してみる。

(渡部委員)

事業場から排出される亜鉛濃度が高くても川に対してさほど影響はないのか。また、事業場から排出されている亜鉛濃度を下げていく取組みにはどんなことが考えられるのか。

(石原水・大気環境課長)

一般的なことになるが、事業場の排水基準と河川の環境基準は10～100倍の差が

ある。工場からの排水が河川等に流入すると希釈されるという考え方から基準が定められている。事業場の亜鉛に係る排水基準は2mg/Lと定められている。河川の亜鉛に係る環境基準は0.03mg/Lであり、県内ではそれを超過している河川はない。例えば、亜鉛を含む排水を大量に排出する事業場があり、排出される河川が小さい川である場合には環境基準を超過するかもしれない。そういう事業場に対しては、排水対策等の指導をし、河川の環境基準を満足するよう対応することとなる。

(引地議長)

他にご意見等ないか。

ないようなので、事務局でまとめた資料2－2の指定（案）のとおり指定してよろしいか。

(福島委員)

もし可能であれば、中井委員の考え方を入れて、この資料2－2の表の中に（2河川について）指定しない旨を加えてはどうか。

(引地議長)

なお書きではなく、表中に理由を記載し、指定しないということを記載した方がいいということか。

(福島委員)

これはこれでいいと思うが、表中にまとめた方が分かりやすいのではないかと思う。

(鈴木次長)

県報に告示する方法として、これを指定しないということができるかどうかというの別問題である。記録としては、議事録の中でその旨を明記することしたい。なお、検討したいということで、先ほど申し上げたとおりであり、事實をどう標記するかという問題である。

(中井委員)

環境審議会としては荒川、松川を含めて水生生物の水域類型指定をしてくださいという質問であるので、答申の結果として2つの河川については指定しないという答申になるかと思う。指定しないという記載が表の中に記載するか、なお書きとするかは検討していただければと思う。

以上で質疑等は終了し、議長から、事務局案の修正につながる意見は出されなかつたことから、事務局案を了承したいとの提案があった。

提案に対して、委員から異議はなく、了承された。

その後、議長より、本日の2つの議題については、福島県環境審議会第8条第8項の規定により、部会の審議結果をもって審議会の答申とすることが確認され、議事を終了した。

#### (5) その他

(鈴木次長)

長時間の熱心な御審議をいただき感謝申し上げる。

なお、本日審議いただいた「水質環境基準の水域類型指定の見直し」及び「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定」については、審議会の答申を受け、県報に告示する予定としている。

(菅野主任主査)

次回は、2月13日（金）午後1時30分から「水質測定計画」を審議するための環境審議会（全体会）を開催予定であるので、お知らせする。

#### (6) 開会（司会） 菅野主任主査